



## 平成28年度市民協働推進補助金 申請事業企画の公開

3月25日(金)に開催する公開プレゼンテーションへの参加団体の事業計画書を公開します。

**公開場所:** 市役所市民協働推進課 (西館4階)、オレンジプラザ、ホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2672.htm>) **その他:** 事業計画書について質問のある方は、2月29日までに質問(公開された事業計画書に基づくものに限る)、住所、氏名、連絡先(電話番号やEメール)を市民協働推進課(〒440-8501住所不要 ☎56・5128 国 shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp) ※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください。後日、公開場所で申請団体からの回答を公開します(質問者の住所・氏名・連絡先は非公開) **問い合わせ:** 市民協働推進課(☎51・2483)



## 産業廃棄物処理施設の 事業計画書などを縦覧しています

「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、関係書類を縦覧しています。

**申請者:** (株)カイトック代表取締役 大羽芳樹 **施設の設置場所:** 東細谷町字一里山105-1ほか5筆 **施設の種類:** 破砕、選別、積替え保管施設 **施設において処理する産業廃棄物の種類:** 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 **縦覧期間:** 2月15日(月)～3月15日(火)(土・日曜日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 **縦覧場所:** 市役所廃棄物対策課(西館5階)、二川窓口センター(大岩町字東郷内) **問い合わせ:** 廃棄物対策課(☎51・2410)



## 豊競ファンクラブ会員

**募集期間:** 4月1日～平成29年3月31日 **年会費:** 3,000円 **会員特典:** 豊橋競輪本場開催時に会員証提示で入場無料、豊競ファンクラブ限定グッズプレゼントなど **その他:** 詳細はホームページ (<http://www.keirin.toyohashi.aichi.jp/>) 参照 **問い合わせ:** 豊橋競輪場(☎61・3136)

## 情報あれこれ



### 地区市民館PRポスター展示

**とき:** 3月14日(月)午前8時30分～23日(水)午後4時(土・日曜日、祝・休日を除く) **ところ:** 市役所市民ギャラリー(東館1階) **内容:** 地域の身近な生涯学習の拠点「地区市民館」の活動内容を見ることができます **問い合わせ:** 生涯学習課(☎51・2850)



## 市営住宅の入居者を募集します

情報ピックアップ

募集

情報あれこれ

問い合わせ 豊橋市営住宅管理センター(☎57・1006)

■3月の募集  
**申込資格** 次の①～⑤のすべてを満たす方  
①市内在住または在勤②持家がなく現在住宅に困っている③下表の収入基準以下  
④暴力団員でない⑤市営住宅に係る未納の家賃などがない※単身者は別途申込資格があります。また、住宅によっては別途申込資格があります  
**抽選日/ところ** 3月18日(金)午後1時30分/名豊ビル(駅前大通二丁目) **入居日** 5月1日(日) **その他** 今後の募集については随時本紙で掲載予定です。募集する住宅その他詳細については案内書、または3月1日以降にホームページ (<http://www.toyohashishijitaku.saij.jp/>) でご確認ください。申し込みの際には認印が必要です。また、収入を証する書類や世帯構成などにより証明書類などが別途必要な場合があります **申し込み** 3月1日～10日(土・日曜日を除く)に直接、申込用紙を豊橋市営住宅管理センター(神明町豊橋フロントビル5階 ※案内書・申込用紙は豊橋市営住宅管理センター、住宅課(東館3階)で配布)

### ■総収入金額でみる収入基準早見表 (源泉徴収票では、支払金額が総収入金額になります)

| 家族数<br>区分 | 単身者        | 2人家族       | 3人家族       | 4人家族       | 5人家族       |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一般        | 296万7,999円 | 351万1,999円 | 399万5,999円 | 447万1,999円 | 494万7,999円 |
| 裁量        | 388万7,999円 | 436万3,999円 | 483万5,999円 | 531万1,999円 | 578万7,999円 |

※裁量とは障害者のいる世帯、家族全員が昭和31年4月1日以前に生まれた方(18歳未満の方がいる世帯を含む)、未就学児のいる世帯など



## 軽自動車などの税率変更のお知らせ

問い合わせ 資産税課 ☎51・2210

軽自動車関連税制の見直しが行われ、三輪および四輪以上の軽自動車や原動機付自転車、二輪、小型特殊自動車の税率が変更となります(表1・2)。また、最初の新規検査から13年を経過した四輪車両などについては平成28年度から新税率の約20%の重課となります。併せて平成27年4月1日～平成28年3月31日に最初の新規検査を受けた四輪車両などで、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、平成28年度の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例(軽課)」(表3)が適用されます。



■表1 三輪および四輪以上の軽自動車税

| 車種区分 |    | 平成27年度以降                 |                         | 平成28年度以降                   |         |
|------|----|--------------------------|-------------------------|----------------------------|---------|
|      |    | ①最初の新規検査が平成27年3月31日以前の車両 | ②最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両 | ③最初の新規検査から13年を経過した車両(経年重課) |         |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用                      | 7,200円                  | 10,800円                    | 12,900円 |
|      |    | 営業用                      | 5,500円                  | 6,900円                     | 8,200円  |
|      | 貨物 | 自家用                      | 4,000円                  | 5,000円                     | 6,000円  |
|      |    | 営業用                      | 3,000円                  | 3,800円                     | 4,500円  |
| 三輪   |    | 3,100円                   | 3,900円                  | 4,600円                     |         |

※平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは①の税率のままです

※平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は、平成27年度から②の税率となります(平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度からの課税となり、最初の新規検査から13年を経過するまでは②の税率となります)

※「最初の新規検査」については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています

※平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から③の税率となります(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車は対象外)

■表2 原動機付自転車、二輪、小型特殊自動車

| 車種区分                 |                | 平成27年度以前 | 平成28年度以降 |
|----------------------|----------------|----------|----------|
| 原動機付自転車              | 50cc以下         | 1,000円   | 2,000円   |
|                      | 50cc超90cc以下    | 1,200円   | 2,000円   |
|                      | 90cc超125cc以下   | 1,600円   | 2,400円   |
|                      | ミニカー           | 2,500円   | 3,700円   |
| 二輪の軽自動車125cc超250cc以下 |                | 2,400円   | 3,600円   |
| 二輪の小型自動車250cc超       |                | 4,000円   | 6,000円   |
| 小型特殊自動車              | 農耕作業用          | 1,600円   | 2,400円   |
|                      | その他(フォークリフトなど) | 4,700円   | 5,900円   |

■表3 グリーン化特例(軽課)

| 車種区分 |    | 平成28年度     |            |            |        |
|------|----|------------|------------|------------|--------|
|      |    | ①新税率の75%軽減 | ②新税率の50%軽減 | ③新税率の25%軽減 |        |
| 四輪以上 | 乗用 | 自家用        | 2,700円     | 5,400円     | 8,100円 |
|      |    | 営業用        | 1,800円     | 3,500円     | 5,200円 |
|      | 貨物 | 自家用        | 1,300円     | 2,500円     | 3,800円 |
|      |    | 営業用        | 1,000円     | 1,900円     | 2,900円 |
| 三輪   |    | 1,000円     | 2,000円     | 3,000円     |        |

①電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減達成車)

②乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

③乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※②③については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の車両に限ります

※燃料基準の達成状況については、車検証の備考欄に記載されています